

SDGs ネットワークおかやま 規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、SDGs ネットワークおかやまと称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、岡山県岡山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、岡山において SDGs の達成を実現するために、多様な組織・個人が連携し、共に社会に必要な行動の提案やその環境づくり、協働・共創の取り組みのためのプラットフォームづくりなどに取り組むことで、持続可能な地域の実現に貢献します。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 岡山での SDGs 達成のための社会提言事業
2. 岡山での SDGs 達成のためのネットワーク形成事業
3. 岡山での SDGs に関する普及啓発・広報事業
4. その他、目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同し入会した組織及び個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した組織及び個人

(入 会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書または入会申込フォームにより、会長に申し込むものとする。

(会 費)

第7条 会員は、世話人会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (2) 継続して1年度以上、会費を納入しないとき。

第4章 役員及び職員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1人
- 副会長 1人以上2人以内
- 世話人 3人以上8人以内

(役員を選任)

第10条 役員は総会において選任する。

(職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 世話人は、本規約の定めに基づき、本会の方針を検討する。

(任期)

第12条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、世話人は引き続き6年を超えることができない。

(事務局及び職員)

第13条 本会の事務局は、特定非営利活動法人岡山NPOセンターに置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

第5章 総会

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要がある時は臨時に開催できるものとする。議決権は成人に達した者が有する。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 選出役員や役員に関する要件等の承認
- (5) その他運営に関する重要な事項

3 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 4 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
- 5 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第15条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(議事録)

- 第16条 総会の議事には、議長が署名又は押印しなければならない。

第6章 世話人会

(構成)

- 第17条 世話人は、役員をもって構成する。

(開催)

- 第18条 世話人は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 2 世話人は、以下の事項について議決する。
 - (1) 会費の額
 - (2) 総会に付すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 3 世話人は、世話人の過半数の出席がなければ開催することができない。

第7章 会計

(会計)

- 第19条 本会の運営は、会費、事業収入、助成金、その他の収入をもってあてる。
本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

付 則

- ・この規約は、2018年12月20日より施行する。
- ・設立当初の役員は以下のとおりとする。
 1. 会長 石原 達也
 2. 副会長 三好 祐也

令和6年6月12日 改定